

○平尾第2地区計画の方針

位 置		豊川市平尾町の一部
面 積		約3.4ha
地区計画の目標		本地区は、国府駅の北東1.6kmに位置し、地区内、又は地区周辺に東三河都市計画道路3.4.403号大池線、3.5.70号平尾線が通過し、豊川西部土地区画整理事業の事業地区と隣接しており、今後の土地利用が期待される地区である。 本地区は将来の面的な都市基盤整備を前提として市街化区域に指定され、またこれに併せ、将来の基盤整備に備えて用途地域による厳しい建築規制が指定されているが、基盤整備の遅れから建築規制が維持され土地利用を阻害している。 そこで、本地区計画は、「安心かつ安全に暮らせる計画的なまちづくりを推進する」ことを目標に、用途地域の変更に併せて、道路の整備、建築物等に関する制限を行うことにより、計画的な市街化を誘導し、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。
区域及び保全の整備開発	土地利用の方針	将来的な基盤整備計画にあわせ、良好な住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区住環境の向上を図るため、区画道路の整備を推進する。また、未接道地解消に向けた道路の整備を推進する。
	建築物等の整備の方針	居住環境の向上を図るため、区画道路沿いにおける壁面の位置の制限、工作物の設置の制限を行う。

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		区画道路	道路 1 号 道路 2 号 道路 3 号	4 m 4 m 4 m	約 125m 約 82m 約 131m	計 画 図 表 示 の と お り
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠その他の意匠の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面は、計画図に示す区画道路の中心線から水平距離 2 メートルの線を越えて建築してはならない。なお、軒先及び出窓等の建築物の部分についても同様とする。				
		工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域については工作物（地下工作物を除く。）を設置してはならない。ただし、保安上やむを得ないものはこの限りではない。				
		かき又はさくの構造の制限	ブロック塀等これに類するものを設置するときは強固で安全なものとしなければならない。				